

別府市障害者自立支援協議会条例制定作業部会（第10回）議事録

日時：平成24年8月22日(水) 13:05～15:55

場所：別府市役所1階レセプションホール

出席者

構成員：伊藤慶典、宇都宮伯夫、大久保多津子、大隈勝彦、小野久、川野陽子
河野龍児、北地輝昭、小林祐一、佐藤紘造、芝尾與志美、藤内浩
徳田靖之、西田幸生、萩野忠好、原野彰子、松浦実、松川ひとみ
村野淳子、若杉竜也

事務局：別府市福祉保健部障害福祉課 課長 岩尾邦雄
課長補佐 水口雅之
主任 猪原圭太

(萩野部会長)

皆さんこんにちは。ご承知のように、今日は一番最後の会議となっております。そう
いうことで、今まで何回も会議をしていただいたのをまとめに入っていないと間に合
いませんので、あと残された今日の答申の取りまとめについて、ただ今から会議をさせ
ていただきたいと思います。

まだ、何名かですね、遅れてこられるという方の通知が入っておりますので、遅れて
きて、担当になったひとつの皆さま方の回答といたしますか、それについては、こられ
てから担当の方に申し上げてほしいと思います。

今日も17時までとなっておりますけれども、途中で休憩を入れて、早く終わればそ
の時点で終了させていただきたいと思います。

それでは、会議に入ります。次第をご覧ください。今日は、最後の答申案の取りまと
めを行っていきます。2ページ、3ページ、5ページは徳田委員にお願いしてありまし
たが、まだお見えになっていません。少し遅れてこられるということですから、こられ
てから委員からご説明をお願いしたいと思います。従って、13ページから入りたいと
思います。13ページについては、北地委員の取りまとめということですから、北地委
員からご報告をお願いします。

(北地委員)

北地でございます。今、議長からお話ございましたように、今日の資料の13ページでございます。キの保育・教育のところでございます。先般来、障がい児ということと障がい者という言葉の使い方についてご論議があつて、障がい児ということをやたわなないことに以前、決したと思います。そのことと関連いたしますけれども、一番下のところを少し読み上げますが、市は小学校就学前の障がいのある人に対して、ということで「人に」ということで、他の今回の項目でも「障がいのある人」という名称を使っております。そういう関係でここも障がいのある人に、ということを加えたということで、ご理解をいただければと思います。同じく14ページ。1枚、めくっていただきますと、2つめのカッコの中に、条例案に明記すべき事項ということで、「市は、子どもたちに、障がいについての正しい知識を提供し、障がいのある人」ここも、文言を障がいのある人ということに統一をいたしております。ということでご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

(萩野部会長)

ありがとうございました。今の北地委員につきまして、皆さん方のご意見がございましたら、質問をお願いします。

この条例の案でよろしいですか。

(はい)

(萩野部会長)

では、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。では、次は、15ページから17ページですね。これにつきましては、河野委員お願いします。

(河野委員)

河野です。私のほうからは、15ページの生活支援以降、17ページまでのところについてご説明させていただきます。先般の条例制定作業部会の中で、委員の皆さんからの意見をお伺いしたということで、それを受けまして、小委員会の中で委員の皆さまと話し合いを持った結論としての意見をこの中で掲載をさせていただいております。

まず、生活支援の中の15ページのその考えという中の文言。少し長かったということで、他の部分のその考え方というところと整合する形で、書き出しとしては、アンケートではということで、その後にアンケートの中で寄せられた意見を述べる形でまとめ

させていただきます。その下、下から5行目ですね。また、各種障害者手帳を申請する者に対する相談支援が不十分であると考えます。という形とどじるような形をとらせていただいております。

引き続きまして16ページです。条例案に明記すべき事項ですが、「市は、相談及び支援に当たっては、事業者及び様々な相談機関や関係機関との連携を図り、総合的な相談体制及びそれら相談窓口へ繋ぐためのワンストップ体制の確立並びに家族を含めたピアサポートの仕組みを構築すること。」ということで、いくつかの文言の間に、及び並びにという形で、相談体制の構築であったりとか、ワンストップの窓口の確立で、それに合わせた形で家族を含めた形のピアサポートの仕組みも構築するという文言で訂正をさせていただきます。その考え方としても、他との整合という形で書き出しのほう、アンケートではという書き出しを行う形で、その他はアンケートに寄せられた意見を述べるという形で、その考えを表現させていただきます。

16ページの一番下になりますが、「市及び相談支援事業者は、相談及び支援の際に必要な専門技術並びに職業倫理の向上に努めること。」この辺りも含めて全体で2項目ぐらい、若しくは3項目というお話が、前回の条例制定作業部会の中でございましたが、生活支援の中ではこの3項目を用いることで、小委員会の中では結論がでております。それで、ここのその考え方というところでの書き出しのアンケートではという文言から書き始めるということで、他の項目等との整合を図っているということになっております。以上で終わります。

(萩野部会長)

今、河野委員から15ページ、16ページ、17ページの一番下については小野委員が言います。今の河野委員についてのご質問、赤で書いているところはすべて条文を変えているところです。その考えについてもアンケートではという項目が入っていますがこれを読んでいただいて、いかがでしょうか。

16ページの赤で書いてあるところ、これも前の文言と変えております。16ページ、上段いいですか。

(はい)

(萩野部会長)

16ページの上段の文言、括弧に書いてあることについては、こういう条例案でいき

たいと思っています。下の方は、文言は変わりませんが、その考えの中でということ
で、アンケートではということがうたわれております。それではこの件はこれによろし
いということで進めます。次に、先ほど河野委員から頂きました17ページの下の文言に
ついて、小野委員からよろしくをお願いします。

(小野委員)

小野です。17ページの下項目について、説明したいと思います。前回の作業部会
で首藤委員のほうから、生活支援の項目の中で実際に社会資源があるのか、サービス事
業所とか、そういったことについてでないのではないかと指摘がありました。
使う資源がちゃんとできているのかどうかという視点で検討してもらいたいという話
だったと思います。これについて、専門委員会のほうで検討した結果ですね、ひとつは
首藤委員のほうから社会資源の整備というふうなことを、条例に明記すべき事項とい
うことで具体的な提案をいただきました。それともうひとつは、前回までの資料で明記す
べき事項として書かれたことで、「市は、障がい者や家族と話し合うことを大切に、
障がい者はみんな違うという理解のもと、住みなれた家において、安心して日常生活を
送れるよう必要な施策を講じること。」という項目がありました。まず、この項目につ
いてですね、内容として理念規定と重なるということで、理念規定に合わせる形にして
削除する。そして、首藤委員のほうから提案をいただいた提案を基に、次のような項目
を明記すべき事項に入れたいということになりました。それを読み上げたいと思います。
「市及び、事業者は、障がいのある人やその家族のニーズをもとに、重度の障がいがあ
っても安心して自立した生活をおくることが出来るよう、必要な施策を講じるとともに
不足している社会資源の整備にあたること。」

その考えとして、『第7回会議で配布資料5ページの論点から、在宅福祉サービスの
推進について、不足している社会資源の整備などをどのようにすればよいのか。市民か
らの意見として、「障害福祉サービスの基盤の拡充」、「ヘルパーが不足している」、「施
設が少ないので選択する自由がない」、「重度の障がいのある人の在宅支援が必要」な
ど声があり、まだまだ、別府市には不足している社会資源がたくさんあるため。』とい
うことで入れたいということになりました。以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございました。今の小野委員について、何かご質問のある方はどうぞ。

(異議なし)

(萩野部会長)

異議ありませんか。はい、ありがとうございます。それでは、条例案とその考えについては、このような書き方でいきたいと思います。

それと、今日は徳田委員が遅れるので、徳田委員がたくさん担当になっておりますので、来てから説明をお願いしますので、次に進ませていただきます。

それでは次は、前文について、前文と題名については、まだ決まっていなかったもので、これについて皆さんの討議をお願いします。

まず、資料の1ページ。ここにありますように、まずは、前文。題名については、次にしますので、まず、前文については、河野委員をお願いします。

(河野委員)

前文についてはですね、前回の作業部会の中で当事者の皆さんから案で寄せられたものを皆さんの前で紹介させていただいておまして、それに合わせて皆さんのご意見をいただきながら、前文を1つの文としてまとめたものが今日のそのお手元の1ページの中に赤で書かせていただいているものです。まず、読ませていただいた後に少しご説明させていただきたいと思います。

私たちのまち別府市は、「身体障害者福祉モデル都市」「住みよい福祉のまちづくり」の指定を受け、これまで障がいの有無に関わらず、すべての人の基本的人権を尊重し、お互いを理解し、支え合いの心を育む取り組みを行ってきました。

しかしながら、障がいのある人や家族から「できれば住み慣れた地域で様々なサポートを受けつつ自分らしく生きていけたらと思う」「障がいがあってもなくても普通に接してほしい」「障がいについてもっと市民の皆さんに知って欲しい」という声や、市民の方からは「もう少し障がいのある方について知るべき。今はほとんど知らないので、何をして良いかよくわからない」「障がいについてもっと知りたい」という声が大きく、相互理解の不足や社会にある様々な障壁により、依然として、進学や就労、保育、医療、移動、生活環境、災害時の要援護者支援、親亡き後の問題など社会生活全般に於いて、障がいがあるために諦めなければならない現実や障がいへの無理解による差別や偏見がなくなる状況があり、あらゆる場面で、生活のしづらさと不安を感じています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、多くの尊い命と貴重な財産が失われ、その時に助かった命さへも後の対応や対策が確立されていなかったことに

よって、約2万人の方が関連死という非常に深刻な事態を招いています。

このことに関しての課題を明らかにし、考えられるあらゆる災害を想定した対応や対策を、行政、事業者、市民の役割として、お互いに連携・協働する仕組みを確立しておくことにより、被害を最小限にとどめることができると考えます。

このような中で私たちは、障がいのある人もない人も同じ地域社会の一員として、すべてに隔たりがなく平等な機会が与えられ、だれもがありのままの存在を認め合い、一人ひとりの個人の尊厳や人格や思いが大切にされ、互いに支え合う心や共に思いやる心を育み、自己選択や自己決定を尊重する真の意味での自立と社会参加の実現を確立し、本条例の施行により、住む人も訪れる人も、障がいのある人もない人も、すべての人が社会の一員として共生社会を築きあげる役割を担い、幸せや喜びを享受できる安心・安全な別府市を実現することを目指します。

以上のような形でまとめさせていただいております。小委員会等を含めて、この前文について少し、委員の皆さんとお話する中で、句読点によって少々長い文章になっているのではないかというご意見がございましたが、自分自身、句読点の部分をどこかで切るような形で考えたんですけど、なかなかまとめあげることができませんでしたので、当事者の意見とこの平成23年の東日本大震災の文言については、村野委員から寄せられた前文の意見のほうをミックスするような形で、前文の案という形で皆さんのほうにお知らせをさせていただいておりますので、ぜひ、きたないご意見をいただいて、この部分を訂正したい、こういうことを加筆して欲しいという部分があれば、委員の皆さまからご意見をいただければと思います。以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございました。今の河野委員の説明のとおりであります。前文は一番先でできますので、大変大事なことと思います。皆さん、今のご報告、また読まれてお気付きの点があったら、どうぞ発言をしてください。はい、北地委員。

(北地委員)

北地でございます。専門委員会で私もこのことについて話をしたわけですが、まず1点目ですが、下から5番目の「不足や社会にある様々な障壁により、依然として、進学」ということにここにはなっているんですが、できればここを「教育」という大きくですね、進学だけであれば就学前からの問題か、後期中等教育等の進学とかいろいろ入ってくるんですけども、「教育」にしておけば障がい教育を含めた部分での教育とい

うことも可能かなというふうに思われますので、できればここは教育に変えていただければというふうに思うところです。これの並び方については、保育、教育、就労、医療、移動、生活環境、生活環境の中に情報も入るのかなと思うんですが、できれば「情報」についても加えられれば加えていただくか、ご論議をいただきたいと思います。

2ページのほうですが、村野委員さんのほうで、私のほうからお尋ねをしたいと思っております。約2万人の方が関連死という、この関連死という意味はよく理解するのですが、何かストレートに入ってくるので、よく文書で見ますと、震災関連死というふうな文章があるようですが、前後からいえば当然分かることですが、「震災」という言葉を入れたほうがいいのか、村野委員のほうにご意見をお聞きしたいと思っております。

全体として、やはり、ちょっと長文ですね、特に後半の部分、今、河野委員のお話にもあったように、たしかに文章としてはよく意味は読んでは分かるんですけども、何かもう少しストレートといいたいでしょうか、簡潔な文章でしたほうが、という感が私個人的には思っております。そこら辺、ひとつ議長さん、お諮りをいただければと思います。以上です。

(萩野部会長)

今、北地委員のほうから3つの文言といいますか、自分の私見として述べられました。まず、1ページ目の「進学」というところをですね、「教育」という字に変えたらどうかというものがひとつであります。ひとつずつ行きましょう。これについては、いかがですか。「進学」という文言でだすのか、「教育」という文言に変えてだすのか、皆さんの意見を言ってください。はい、河野委員。

(河野委員)

河野です。北地委員のおっしゃるように、「保育」、「教育」という文言がやはり正しいのではないかなと自分自身思います。

もうひと、「情報」という文言を自分自身、書いていたという記憶があったんですけど、抜けています。生活環境の後ろのほうに「情報」等の文言を入れていただければと思います。以上です。

(萩野部会長)

今、河野委員から「進学」を「教育」に変えても結構ですということです。これについてはどうですか、「教育」を入れていいですか。

(はい)

(萩野部会長)

それでは、教育に変えましょう。それからもうひとつは、今、ご本人から生活環境のあとに「情報」と入れたらというお話のようですが、この「情報」、これもここに挿入してもいいですか。

(はい)

(萩野部会長)

それでは、そのふたつについては、そのようにさせていただきます。

それから、次の文書の2ページの関連死という文言について、どういうふうにしたらいいのか、村野委員さんは災害にお詳しいので、村野委員さんのご意見をお聞きしたいのですが、村野委員、その件について、教えてください。

(村野委員)

2万人の方が関連死というところに、前の文章で東日本大震災とでてるので、改めては必要ないかと思ったのですが、例えば、こういうような文章に使うときに、そういうことがきちんと入っていたほうがいいのかというようなものがあれば、入れたほうがいいのかと思います。あと、ここはもう一回きちんと調べさせていただいて、こういうようなときにはどのような形の言葉として使ったほうがいいのかをちょっと考えさせていただいて、事務局のほうにまた連絡をするということよろしいでしょうか。

(萩野部会長)

皆さんどうですか。この文言、関連死を震災という言葉に変えてもおっしゃっていたのですが、その点についてですか。

(村野委員)

そうですね、具体的に全体的にどういうふうに使われているのかとか、こういう場合はどういうふうに使ったほうがいいのかというのを、ちょっと調べさせていただいて、

事務局のほうに連絡したいというふうに思います。

(萩野部会長)

はい、これについては、村野委員さんに一任するというので皆さんよろしいですか。

(はい)

(萩野部会長)

それを事務局のほうで訂正をしていただきます。

それから最後に3つ目、河野委員、ご本人も言いましたけど、ちょっと文章が長くなったという感じがしているということですが、これについてはいかがですか。はい、宇都宮委員。

(宇都宮委員)

宇都宮です。これを変更ということはないんですけども、一般市民の方にも勉強してもらうためには多少文言が長くなっても、私、これ易しい文章なので分かるのではないかと思いますので、前文です。私は前文で読みますから、この形でしていただくのではないかと思います。以上です。

(萩野部会長)

はい、宇都宮委員はこれでいいのではないかとということです。他の方のご意見どうですか。はい、藤内委員。

(藤内委員)

藤内です。私も先日この文書を読んで、最後のですね、7行ぐらいが自分としては長いなと思いました。普通、文章は削れば削るほどいい文章になるんですが、私も読んでいていろんな思いがあってですね、普通だったらこう2分か3分くらいにまとめようとしたらまとめられると思うんですが、逆に言えば、河野さんの思いを考えたら、逆に長い文章の中に思いがでているような、一個一個、区切られないような、たたみかけるような文章でですね。本当、言えば、文章的にはおかしいかなと思うんですけども、私も最初読んだ時には、たしかに長いなと思ったんですけど、改めて何回か読んでみると思いが伝わってくるので、私としては長いけどこれでいいのかなというふうに考えが変わ

ってきて、いいと思います。

それと、ちょっと字の関係ですね、気になってお聞きしたいんですけど、2ページの上から2行目のですね、「その時に助かった命さへも」の「へ」ですね。「え」は「へ」でいいのか、あいうえおの「え」でいいのか、「え」が正しいと思うんですけど、その辺よろしくお願いします。

(萩野部会長)

どっちの「え」を使うんですか。「え」ですか。「え」、「へ」ではなくて「え」。「え」に変えておいてください。今の藤内委員からの、文章はある程度まとめてもいいけども、河野委員もいろんなお話を聞いて、こういう文言で作り上げた。その気持ちがこれに入っているからそれでいいのではないかというご意見です。他の方のご意見はどうですか。はい、大久保委員。

(大久保委員)

大久保です。私も今、藤内さんと同じでこれを読みながら、この部分はどうかという感じで線を引いてみたんですけど、そうすると平たい文章になって、思いが伝わらない。やはり、独特のすべて隔たりなく平等とか、誰もがありのままに、ありのままの存在という表現を強くというか、強い表現で必要だと思いました。

(萩野部会長)

大久保委員もこれでいいのではないかということです。

(大久保委員)

そうです。

(萩野部会長)

ほかにありませんか。なければ多数決で決めたいと思います。他ご意見ありませんか。いいですか。この文言でいいという方、どうぞ挙手してください。

ありがとうございました。では、この文言でいきたいと思っております。よろしくお願いします。

それでは次にですね、題名について、お願いしたいと思います。題名についてはですね、宇都宮委員さんと大久保委員さんのほうでそれぞれお願いしてありましたから、ま

ずは、宇都宮委員さんから題名についての説明をしてください。

(宇都宮委員)

条例の題名を私の考えとしては、「障害のある人も、ない人も自然と」、別府は温泉ですから、「豊かな地域で共に暮らせる別府市条例」という形の下で、課長さんのほうに書類を送らせていただきました。以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございました。宇都宮委員は、別府は豊かな温泉ということで、温泉という文言を入れた題名づくりをしたということです。では、大久保委員さん。

(大久保委員)

大久保です。私は「だれもが安心して暮らせる町づくり条例」という題名を考えました。誰もがというのは障がいのあるなし。それから日本人、外国人、どなたでもということです。安心というのは皆が求める、安心して暮らせるということは誰もが求めることだと思いますので、そういうふうなタイトルにさせていただきました。あと町づくり条例というのは、別府市条例ということですが、分かりやすく表現して町づくり条例ということで考えました。全体に小学生でも、というか子供さんにでも分かるような題名にしたらいいのかなと思ひまして、こういうふうな題名の案をだしました。以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございました。今、おふたりのそれぞれの題名の案をそれぞれ申し上げました。今の一番のポイントはですね、やはり条例というのは内容を適切にどういう表現をしているかということが大事と思うんですけども、皆さんがこのおふたりのご意見を聞きまして、また皆さんがほかに考えがあれば、それを言ってください。はい、村野委員。

(村野委員)

全部の題名を考えてきたわけではないんですが、この会議の中でも再三でてきていますように、「安全」という言葉は、やはり絶対に題名の中に入れていただきたいというふうに思っています。安心と安全というのは違うという意味も含めてですね、条例の中に、題名には入れていただければというふうに思っています。以上です。

(萩野部会長)

村野委員からは「安全」という文言を、今、おふたりの中には「安心」も入っています。安全でなければ安心もできないと思うのですが。そういう文言で安全という言葉を入れたらどうか。はい、西田委員。

(西田委員)

私は別にだしたわけではありませんけれども、最初に事務局から仮称として提案されている、「障がいのある人もない人も安心して安全に暮らせる別府市条例」ですかね、これが一番的確に内容を表しているのではないかと私は思っています。以上です。

(萩野部会長)

今、西田委員さんから、そういう題名についてのお話ですが、いかがでしょうか、皆さん。他の方もご意見あればどうぞ、言ってください。はい、北地委員。

(北地委員)

北地です。話の途中で腰を折るようで大変恐縮なんですけど、まだ、徳田委員がお見えになってないようですが、いわゆる題名というのは、私は一番最後に目的規定、定義規定、すべての基本理念等々をですね、ご説明をいただいた後に、題名を、今、前文は決定いただいたわけですが、ということで、この件については、今、議長さんがなかなかまとめにくいと私は想像いたしますので、できますれば徳田委員からの説明を聞いた後か、多分ここではなかなか決まりにくいと思いますので、専門委員会で何かいただいて、諮るという方法も一考かなというふうに、2点ほど提案をさせていただきます。以上です。

(萩野部会長)

今、北地委員さんから題名について、皆さんご意見がありますけども、徳田委員さんがだいたい担当で持ち帰っていらっしゃるものですから、その報告もまだ聞いていませんし、徳田委員の題名についての意見も聞いたらどうかというという案と、もうひとつそれはできなければというか、別に専門委員さんにひとつ投げかけて題名案をつくってもらったどうかというご意見です。この点についてどうでしょうか、皆さん。いかがでしょうか。

ちょっと保留にしておきますか。それでは、ちょっと待ってください。徳田委員のお話も一回聞いてみて、今の皆さんのご意見もでておりますから、今の皆さんのご意見も徳田委員にお話しましょう。そうすると後は事務局の説明と、徳田委員しか残ってない。はい、北地委員。

(北地委員)

今後の日程、スケジュールだけ、もう一度事務局のほうに議長にご確認をいただいて、今日が最後ということになっておりますけれども、この後、今日のまとめを、自立支援協議会にどういうふうに諮って行って、どういうふう to 今後、庁内でどういう作業があってというところを第1回、第2回でご説明を受けておりますけれども、わかる範囲で結構ですからご説明をいただければと思います。

(萩野部会長)

はい、時間的な関係もありますし、徳田委員もみえていないので、今、北地委員から今後のスケジュールについて、これは一番終りに事務局から説明しようということをお願いしておりましたが、先にこれについて説明をお願いしたいと思います。事務局どうぞ。

(水口補佐)

では、事務局のほうから、今日は第10回の会議が終わった後の答申までのスケジュールをご説明いたしたいと思います。

明日、23日ですけれども、事務局のほうから各委員の皆さま方へ、本日の第10回会議で決まったことを反映させた答申案を送付させていただきます。

そして、委員の皆さんにそれを再度確認していただいて、8月の31日までに送付された答申案の内容で間違いのない旨の意思表示を事務局のほうに示していただくと。これによりまして、条例制定作業部会としての意思決定がなされたものとさせていただきたいと考えております。メール又は紙での意思表示をしていただくというふう to 考えております。

その意思表示をいただきましたら、9月3日に事務局のほうから、母体であります自立支援協議会の田川会長へ答申案を見ていただくということを考えております。

そして、9月3日に見ていただきまして、田川会長のほうでよろしいとお答えをいただきましたら、9月7日に田川会長から自立支援協議会の各委員の皆さまへ、答申案に諮問を受けてからこれまでの議論の経過と自立支援協議会の意見を付した答申案、これ

を各協議会の委員の皆さまへ送付するように考えております。

そして、各委員の皆さまがその答申案を読む時間が必要ですので、次は9月の21日に萩野部会長の出席のうえに、自立支援協議会において、答申案の審議をしていただくと。9月21日が自立支援協議会の全体会を予定しておりますので、その席で萩野部会長に出席していただいて、審議をしていただくと。

承諾ができましたら、最後に9月26日から9月28日までのいずれかの日に、田川会長から市長へ答申を返すというふうに今のところ予定を考えております。以上でございます。

(萩野部会長)

はい、ただいまの事務局の説明のとおりであります。まず、今日、会議で決まったことをそれぞれにまとめまして、そして、皆さま方には月末までにそういう案の報告をするということでもあります。そして、事務局からは田川会長、自立支援協議会からは我々に作業部会で検討してくださいということでしたから、田川会長のほうに答申案を戻してですね、そして最終的に自立支援協議会、また、委員さんも含めた会議をもってまとめていくということでもあります。市長への答申というのは、だいたい9月の下旬頃に自立支援協議会から渡る予定です。だいたいのスケジュールおわかりでしょうか。いいですか。はい、北地委員。

(北地委員)

今、ご説明を受けましたけれども、市長に答申をした後ですよ。9月の26日か28日に答申をされた後のスケジュールを分かる範囲で結構ですが、そこをお尋ねしたいと思います。

(水口補佐)

それでは、事務局からお答えします。

まず、答申をした後のスケジュールでありますけれども、第1回の部会でスケジュールの案を提出させていただいておると思いますけれども、そのとおり他のところの変更はございません。これまでも若干、部会の回数が増えましたけれども、そのときのスケジュールにも平成24年9月に自立支援協議会から市長へ答申という流れになっておりますので、そのスケジュールの変更はございません。10月になったら、庁内の検討委員会の設置、それから10月から12月までに条例案、庁内の検討委員会で条例案を作

成し、来年の1月にパブリックコメント。条例案のパブリックコメントをすると。それから3月に自立支援協議会のほうへ条例案の内容を報告させていただき、4月には厚生消防委員会調査会に出席いたしまして、そして条例案を6月に議会へ提出と、いう流れであります。

それと、もうひとつ説明を加えさせていただきます。先ほど、明日、事務局から委員の皆さま方へ送付すると申し上げましたけれども、先ほどの議論の中で村野委員が、お調べいただく部分がございますので、それで若干変更になる可能性がございますので、その点をご承知いただきたいと思っております。以上です。

(萩野部会長)

はい、10月以降につきましては、今度、庁内の役所の中の庁内で検討委員会みたいなところで諮るということですね。それが終わった後に条例のだいたいの案ができてきて、それを今度は議会のほうの厚生委員会にもっていくのかな。それで、厚生委員会で話をされて、最終の決定というのは、6月の議会。6月議会にかけていただいて、障がい者の条例を決定していただくと、そういうスケジュールだそうです。

我々もだいたい8月までに仕事でまとめていくという最初のスケジュールでしたから、皆さんのお陰で順調に昨年の12月から来ました。ありがとうございました。

今、説明したんですが、はい、北地委員どうぞ。

(北地委員)

以前、お話を申し上げたと思います。9月7日に自立支援協議会の会長の件をまとめて、その21日に全体会があると、今、お聞きしました。その後、26日から28日までの間、たとえば自立支援協議会で何かの変更があった場合や意見があったりした場合には、以前、私のほうからそれなりにフィードバックしてくださいと話した記憶があるんですが、そこら辺はいかがですか。

(萩野部会長)

はい、事務局、説明をしてください。

(水口補佐)

事務局です。過去にご説明しましたとおりのお答えになりますけれども、もしもという場合を想定しましたら、皆さまに再度こういった変更案がでていきますよとお知らせす

るということでございます。

(萩野部会長)

はい、北地委員。

(北地委員)

それでは確認をしておきますが、9月21日から26日の間に、何か意見があれば再度ご提案をいただけるということで理解をいたします。

(萩野部会長)

他に、このスケジュール案について、何かご質問はございませんか。はい、小野委員。

(小野委員)

小野です。これまでの部会の中で、市民にこの条例案を周知する。それから、市民の声を聞く場を設ける、タウンミーティング的なものを設けるということを確認してきてると思うんですけど、それは、日程の中ではどのようなことになるのでしょうか。

(萩野部会長)

事務局、それについては。

(水口補佐)

はい、お答えします。先ほどのスケジュールの説明の中で、来年の1月に条例案のパブリックコメントをいたす説明をいたしました。パブリックコメントの形については、具体的にこれから考えたいと思っております。以上です。

(萩野部会長)

はい、小野委員。

(小野委員)

タウンミーティング的な、集会的なものを開くということなので、パブリックコメントということになるとですね、おそらくインターネット等でですね、受け付けるという形になると思うんですけど、そういうことではなくて、直接、顔を向け合わせて話し合

えるような場、周知し、声を聞く場を設けるということだと思いますが、その件についてはどうでしょうか。

(水口補佐)

以前、西田委員のほうから、同様のご質問をいただいて、ご回答いたしましたけれども、パブリックコメントと同じ時期にそういった集会のできる形を整えたいと。どういった集会をするのか、全市民が集まるような、全市民へもれなくご説明差し上げるような形ができるのかどうか、そういったところも今考えております。非常に難しいのではないかと考えておりますけれども、パブリックコメント等というふうに考えていただきたいと思います。以上です。

(萩野部会長)

はい、小野委員。

(小野委員)

小野です。以前答えられたことと比べると、非常にあいまいな回答だと思うのですね。集会を開いて、そして、条例案の説明をして声を聞くというのは、難しいことではないと思うのですが、それは明確に行うというふうに今まで言われてきていると思うので、後退した発言はあまり適当ではないと思うのですが。

(萩野部会長)

事務局。

(岩尾課長)

お答えをいたします。以前、西田委員のほうから、小野委員さんから言われたとおり、タウンミーティング開催の時期について、ご質問がありました。その時は明確に事務局のほうからパブリックコメントを実施する時期に併せて、タウンミーティング等、つくる会が主催になるか、市が主催になるか、まだ今のところ決まっておりませんが、実施をするというお答をしたと思っております。以上でございます。

(萩野部会長)

するのはするということですから。

(小野委員)

主体についてですね、つくる会が主体となって行うという話ではなかったと思いますので、市が主体となって、つくる会が協力するというふうになるかと思いますが、市が主体だということを明確にお答えいただきたいと思います。

(水口補佐)

今、課長のほうがお答えをしたように、以前にですね、主体はまだ、つくる会が主体なのかどうかという、はっきりとしたお答えはしていなかったと思うんですけども、その辺は検討を続けさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(萩野部会長)

なるべく皆さんのご意見どおりにしてあげてください。そういうことであります。それで、だいたいのスケジュールについては、いいですか。なければ、大変申し訳ないですけど、ここで、ちょっと休憩をします。徳田委員が14時30分か、15時までには来るということですから、徳田委員の件がだいぶ残っておりますので、徳田委員が来ないと、あとの会議ができませんから、しばらく休憩をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(休憩)

(萩野部会長)

それでは、休憩を終わりたいと思います。再開をいたします。今、徳田委員さんがおいでになりましたので、徳田委員さんの担当ということで、いくつか項目がありました。早速ですけども、徳田委員さんにページに沿って、ひとつずつ説明をお願いしたいと思います。

まず、2ページをお開きください。目的規定のところ、徳田委員さんをお願いしていただきましたので、それにつきましての説明をよろしくお願いいたします。

(徳田委員)

徳田です。私、総則のところを担当してまして、2ページの目的規定というところなんですけれども、前回の作業部会で一応の案をお示したときに、いくつか検討した

ほうがいいのではないかという意見をいただきました。そのひとつは、障がいのある人もない人も共に生きていく共生社会、それをつくっていくという視点をはっきりさせたほうがいいのではないかというご意見でした。それから、もうひとつの意見は、この条例をつくることによって、障がいのある人に関する別府市における施策を総合的に推進していくことになるんだということを書き込んだほうがいいのではないかという、ふたつのご指摘をいただきましたので、2ページの赤い字である部分を書き加えたり、少し字句を訂正したものです。どういうふうに変えたかといいますと、「この条例は、障がいのある人に対する理解を広げ、差別をなくすことを通じて」、この後ですが、「障がいのある人もない人も、すべての人が社会の一員として共生社会を築き上げる役割を担い、安心して生活をおくれる地域づくりを推進する」というふうに書き直しました。

そして、最後のところに、「施策を総合的に推進すること」を目的とするんだというこの一行を書き加えたということです。目的については、以上です。

(萩野部会長)

では、ひとつずつ、皆さん。今、徳田委員さんから目的についての説明がありました。これについて、ご意見、ご質問がありましたらどうぞ。

いいでしょうか。

(はい)

(萩野部会長)

それでは、この目的規定については、説明のありましたとおりで条例案をつくっていきたいと思います。

では、次にですね、定義規定も徳田委員さんでありますから、よろしくお願いします。

(徳田委員)

この定義規定とその次の理念規定というのは、大変、大切なところですので、付け加えた部分だけではなくて、全文をお読みした上で、どこがどう変わったかということをお説明させていただきます。

定義規定なんですけれども、他の条例と比べると定義規定が大変多くなっていて、8項目になっています。最初は、障がいを規定するということにしています。障害者という言葉を使って定義しているところもあるんですけども、社会モデルという前提に

立つと、障がいを規定するべきであって、障がい者という形で特定の人がいるわけではないという、そういう考え方に立ったほうがいいという、そういう趣旨です。したがって障がいについては、『身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、その他の心身の機能の障がいや難病等により、継続的に日常生活や社会参加を行うにあたって、社会的な制度の整備や支援等を必要とする状態のことをいう。なお、以上のような障がいの定義を「社会モデル」と略称する。』というふうに定めています。前回の作業部会でも説明をしましたが、こういうふうに規定することによって、障がいというのは、単に心身の機能や障がいや病気があるというだけではなくて、社会的な制度の不備や支援等がないために不自由になっている状態だということが分かりやすくなっているのではないかと思います。

それから、2番目に差別という言葉の定義です。差別というのは、「障がいを理由に不利益な取扱いをすること及び障がいを取り除くために必要とされる合理的な配慮をしないこと。」というふうに定義してあります。これは、特に説明をするまでもないとは思いますが、多くの条例が、差別の定義については、障がいを理由に不利益な取扱いをすること、というふうに定義して終わっているので、念のためにその中には、障がいを取り除くために必要とされる合理的配慮をしないことは差別ですよ、ということをはっきりとさせる趣旨で定義規定の中に入れたわけです。

それから、次の社会的障壁。これが新しく付け加えたものです。前回、この作業部会で説明したときには、これを入れない案をご説明したんですけども、障害者基本法の中に社会的障壁というのがわざわざ定義がされていますので、やはり、これは入れたほうがいいだろうということで、これは修正して加えることに専門委員会で決まりました。社会的障壁の定義ですけれども、「障がいのある人が日常生活又は社会参加をするうえで、障壁となるような社会における制度の不備、無理解その他一切のもの。」というふうに定義しました。障害者基本法では、非常に難しい言葉を使ってあるんですけど、もう、制度の不備、無理解ということで、分かりやすく書いた方がいいのではないかと思います。

それから、④の合理的配慮。これは一部だけ付け加えをしました。それは、社会的障壁という言葉で定義しましたので、入れても大丈夫だろうということで、合理的配慮の定義としては、「障がいのある人が、他の人と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、日常生活や社会参加を行うために、社会的障壁を取り除き、必要とされる制度の整備や支援を行うこと。」というふうにしてあります。

5番目は虐待です。これについては、実は、脅迫という言葉を入れていたんですけど、

この間の専門委員の皆さんのご意見で、もう、脅迫は暴言ということではないかと、あまり使われていないということ。それから、無視したり、放置したり、それから財産を奪ったりということも、虐待防止法の中では大きな問題になっているので、これについても、入れておいた方がいいというご意見をいただきましたので、虐待については、「障がいのある人に対して、暴行、暴言、侮辱、嫌がらせ、無視、放置、財産の侵奪、わいせつ行為、性的無配慮等を行うこと。」というふうに定義を書き直しました。これで、単に無視するだけではなくて、放置してしまうことやあるいは障がいのある人の財産を横取りしたり、だまし取ったりすること、これも虐待の定義として加えられるということになりました。なお、前回もご説明しましたが、性的無配慮というのは、例えば、女性の障がいのある人に対して、いわゆる排泄介護だとか、入浴介護その他を男性がやったりすることの意味です。

残りの自立、市民、それから事業者、これは、前回ご説明したとおりで、変更はありません。定義については、以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございました。今、詳しく定義についての説明をいただきました。これについて、皆さん、ご意見ございましたらどうぞ。

皆さん、よろしいでしょうか。

(はい)

(萩野部会長)

ありがとうございます。では、次にまいります。次は、理念規定について、徳田委員さんお願いします。

(徳田委員)

理念のところも大事なところだと思っているのですが、付け加えたのは1項だけです。4ページをお開きください。そこで、⑥というのを付け加えておまして、ちょっと、それを読ましてもらいます。「障がいのある人もない人も安心して安全に暮らせる社会を実現するためには、障がいのある人の保護者等が死亡した後の問題（以下、「親亡き後の問題」という）を解決することが必要不可欠である。」これを、新しく理念規定の中に入れました。実は、作業部会で、議論することを積み残していた問題がふたつあり

ました。ひとつが、この親亡き後の問題。もうひとつが、所得保障の問題です。この所得保証の問題は、あとで、またご説明しますが、親亡き後の問題については、非常に難しい問題で、いろんなことを総合的に考えていかないと、どうすれば親亡き後の問題が解決するのかということについて、なかなか具体案がでないというふうを考えられるんですけど、この条例というのはこういう親亡き後の問題を解決するためにこういう条例をつくるんだ、というそういうこの条例の基本的な精神というのでしょうか、もう、ご両親等が年老いたときに、障がいのあるお子さんを道連れにするようなことが二度と起きないように、そういう思いを込めてこの条例をつくるんだということをはっきりさせるために、理念のところ、親亡き後の問題を解決することが必要不可欠なんだという、これを入れたらどうかという考えで、ここに入れたものです。

他の理念規定は、これまで、作業部会で説明したとおりで、変更はありません。以上です。

(萩野部会長)

ただ今、理念規定についての説明がございました。これについて、どうぞ、ご質問のある方。はい、宇都宮委員。

(宇都宮委員)

宇都宮です。文章に問題はないんですけど、ちょっと質問したいんですが、⑥の保護者等が死亡した後の問題で、左括弧があった後、親亡き後の問題が鍵括弧、というの後にまた右括弧となっておりますが、これ括弧か、どうかということが私わからないので、質問いたします。

(萩野部会長)

その点について。

(徳田委員)

これは、多分ミスだと思いますが、鍵括弧ではなくて、通常の括弧にしないといけません。おっしゃる通りだと思います。

(萩野部会長)

これは、以下の前に括弧がありますから、括弧のほうに訂正お願いします。ほかにご

意見。はい、北地委員。

(北地委員)

北地ですが、文章的には、何ら問題ないと思っております。微細なことで恐縮なんです。目的規定の中に、地域づくりという言葉が平仮名で「づくり」というふうに、先ほど承認をいたしましたのですが、4ページの⑤の地域作り、それから、⑦の仕組み作り、これは統一をされたほうがいいかなと思いますので、発言いたします。以上です。

(徳田委員)

大変ルーズになっていて、ご指摘のとおり、どちらかに統一をしたほうがいいと思いますが、どうでしょうか。平仮名にしましょうか、それとも漢字にしましょうか。

(平仮名がよい)

(萩野部会長)

それでは、これは、皆さん、平仮名のほうに訂正してください。ほかにございませぬか。

なければ、次に行ってよろしいでしょうか。

(はい)

(萩野部会長)

次は、5ページですね、財政上の措置規定。これについて、徳田委員さんよろしくお願ひします。

(徳田委員)

これは、前回の第9回の作業部会の際に、財政上の措置についての条項がまだできておりませんでした。その時には、私のほうで、ふたつの案が考えられると申し上げました。ひとつは、市の責務の中を書くという考え方、それから、もうひとつの考え方は、市の責務とは別個に、独立した規定をすることによって、財政上の措置というのが非常に重要なんだということを印象付けるという考え方とふた通りあるということをご説明したんですけど、一応、今回、専門委員の皆さまのご意見を踏まえて、財政上の措置

については、独立した条項にする案でまとめてあります。財政上の措置という6ページをご覧ください。ここの四角の中に、「市は、障がいのある人への市民の理解を広げ、本条例に定める差別をなくすための施策及び災害時における障がいのある人の被害を防止するための取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。」という条項を置くべきだという考えにしております。これを読んでいただければ分かると思うんですが、3つの柱になっています。ひとつは、市民の理解を広げるといって、これはいわゆる啓発活動等を含む、これへの財政的な措置。それから、差別をなくすための施策。これに対する財政上の措置。それから、災害が起こったときに、障がいがある人の被害を防止するためにしなければいけない取組、これを推進するため、この3つの点を具体的に規定したうえで、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。という言葉にしております。ほかの考え方としては、市は、本条例に定める障がい者施策を実行するうえで、という形で包括的に書くという案もあるんですけど、作業部会の議論で市民の理解を広げということと差別をなくすための施策ということが具体的に挙がってましたので、そういう包括的な規定ではなくて、この3つが大事ですよということが分かるような形にして、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとするというふうにしております。ここで、必要な財政上の措置を講じなければならない、とする考え方もあると思うんですけど、財政上の問題については、なかなかいろんな難しい問題もあって、よその条例も全部見てみましたが、財政上の措置を講じなければならないというような表現はなくて、講ずるよう努めるものとするというふうになっていますので、条例としては、ここまでが限界かなというふうにしております。以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございました。これについて、ご意見ございませんか。これは、一番難しいところで、だぶん前にも議論があったんですけど、先生からも、講ずるよう努めることというご意見であります。はい、大隈委員。

(大隈委員)

大隈です。私も専門委員会の一員として、このことを討議させていただいたんですけども、ここで、そういう議論をすべきかどうかというのを私自身も迷ったんですけど、この10回の会議を開いてですね、私自身の思ったのは、市議員の方がほんの一部の方しか傍聴席におられない。公開の席であるということで、非常に私自身も、もう少し

議員の方々の理解というか、それこそ、もってもらいたいという気持ちがあったもんですから、そういう面では残念であると思います。

しかし、現実の問題として、この条例が最終的には市議会で議論されて可決、成立されて初めて動くというものであるということですね。今、財政が非常に厳しいというのはどこの市町村でもいわれている中で、総論の中で、この財政の問題をですね、きちんと書き込むということは、それは一方では大切なことではあるんですが、議員の方がこれを読んだときに、実体規定までいかないで、財政がいるんならば、問題やないかということで、いう議論になってしまわないかという心配が、というか危惧が私自身は感じたということで、そういう点について、他の委員がどういうふうに考えているか、お聞きしたいなというふうに思った次第です。

(萩野部会長)

なかなか、議会も、難しいところですけど、先生、その辺どんな感じですか。先に、北地委員。その後、徳田委員さんから。

(北地委員)

北地ですが、私も先般の専門委員会で、このことを私から提案を差し上げたわけですが、その後の論議の中で、今日、徳田委員さんのほうから努めるものとするという表現で提案されておられましたので、了解という形をとりました。他の条例を見るともう少し、厳しいところもあるんですが、努めるものとするという一文で、了解したわけでございます。以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございました。では、徳田委員さんからどうぞ。

(徳田委員)

大隈委員さんからのご指摘は、本当に、現実的にはあり得ることだと、それは百パーセントそういう認識をしているんです。この作業部会の中でも、事務局のほうから予算の問題はどう考えるのかという問題が提起されたときに、作業部会に参加している全員が等しく、その問題は大きいなということは認識をしてきました。ただですね、今回の条例というのは、障害者基本法の改正を受けて、社会モデルというのを本当に地域に根付かせていくために、今までとは違った考え方で、障がいのある人たちの問題に取り組

むということを示す条例となっていますので、私は、財政上の措置を講じるという問題がやはり非常に大きいんだというふうに思うんですね。そこを書かないと、この条例が今までの条例とどこが違うのかというのが明確にならないような感じがします。そのうえで、講じるようにするとか講じなければいけないというふうにしてあるわけではありませんが、あくまでも努めるものとするというふうにしてあるので、ここは、議員の皆さん方にどうやって理解していただくかがこれからの条例をつくっていくまでの大事な事柄で、ここは議会の皆さんに納得してもらうための説得活動を私たちが一生懸命やるという前提でこういう条項を定めることを決めたほうがいいのではないかと。それから、もう一点だけ申し上げておきたいのは、作業部会でも議論になったのですが、障がいのある人のために、どういうふうな予算が必要かという問題は、この防災の問題も含めて、市民生活全体の問題になるので、必ずしも予算がですね、障がいの問題に限った予算がどうなるかというのに限らない。いろんな分野も含めて、いろんなところで予算措置が取られていくことになると思うので、そうしたことも踏まえてですね、私は、この努めるものとするという、これは入れておいたほうがいいのではないかとこのように感じています。

(萩野部会長)

ありがとうございました。大変難しい問題。措置を講ずると区切りますと、絶対にやらなければならない。予算の関係もいろいろでてくるということですから、努めるという文言に、先生、いろんな面を含めてこういう案をつくったということですから、今日、議員の皆さま方も何人か来ていただいておりますので、これからできあがったら、いろんな意味でそれぞれでお願いしていきたいと思っております。ほかにご意見ございませんか。ご意見なければこのような文言で条例案をつくりたいと思っております。よろしいでしょうか。

(はい)

(萩野部会長)

ありがとうございました。

それでは次に行きますが、15ページ。徳田委員さんの特別支援学校と普通学校とのいろいろありますので、この辺の15ページの説明をお願いします。

(徳田委員)

15 ページ、条例案に明記すべき事項としてですね、「市は、特別支援学校や普通学校等との連携や調整を図るための機関を設立すること。」というのを入れたらどうかということにしました。これは、前から挙がっていたことで、その機関の名前を特定して書いていたんですが、機関の名前については、いろんなことが考えられるということで、挙げないという案にしてあります。ただ、普通学校という言い方がいいのかどうかということについては、若干、もう少し検討の余地はあるのかなという感じはしています。なぜ、こういう条例案をつくるべきと考えたのかという、考えのところは、このようにしてあります。「障がいのある人の教育においては、障がいの程度や生活環境に応じて、柔軟で専門的な教育支援体制をとる必要があるが、現状は、県立、市立という縦割りの硬直した対応しかとれなくなっているため。」というふうに書いてあります。これは、ちょっと抽象的に書いてあるんですけども、具体的には、またあとで北地委員さんからもご説明があるかとは思いますが、普通学校から支援学校に移ってしまうと、もうそこで、切れてしまう。例えば、基の普通学校に戻っていくってことはなかなかとれない。それから、中学校までは普通学校でで、そのあと支援学校の高等部に行くという子どもさんたちも少なくないわけですけども、そういう人たちをどう受け入れたらいいのかということに関しては、普通学校に行っていた人が突然、特別支援学校の高等部に行ったということで、非常に戸惑うという声も寄せられていまして、そういう意味で普通学校とそれから特別支援学校とを、県立市立という枠を超えた調整をするような機関が必要ではないのか。先進地域では、そういう機関として、かなり専門的な方が委員になっていて、調整に当たっているということをお聞きしていますので、ぜひ、こういう規定を入れたほうがいいのかという案です。北地委員さん、捕捉をお願いします。

(北地委員)

議長、よろしいでしょうか。

(萩野部会長)

はい、北地委員。

(北地委員)

それでは、私のほうから専門委員会の中で少しお話をさせていただきましたので、併

せてここで発言をさせていただきますが、いわゆるその、ここに書いてございますように、現状は、例えば別府でいきますと県立の特別支援学校が4校あるわけです。あとは、別府市立、私立を含めて学校があるわけですが、現状は、地域の普通学校といいたまじょうか通常学校に行って、それは市立であって、例えば、障がいのある方への教育については、もちろん、その障がいの特性やら、いわゆるその発達状況、また療育の必要性等々が診療の中でいろいろ保護者なりに説明があって、最終的には親の選択権、保護者の選択権、養護者の選択権、子どもの選択権があるわけですが、現状は、そういう形で、一度、特別支援学校に入っていきますと、例えば、通常学校に戻りたい、通常学級に入りたいと言っても、市立では受け入れてもらえません。現状はそういう形になりますので、そこら辺を科学的に専門性を持った方々がそういう調整とか研究とかを含めてなされる機関があれば、もう少し教育の柔軟性といえますか、その発達状況なり療育状況に応じた選別、選ぶことができるんじゃないかという思いで、このことがまとまったというふうに思います。以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございました。調整を図るための機関を設立することという文言で条例案ができております。これについて、他の方いかがですか。

これでよろしいでしょうか。

(はい)

(萩野部会長)

それでは、このようにさせていただきます。

次に、同じく徳田委員から18ページ、親亡き後の問題についてお願いします。

(徳田委員)

これは、先ほどお話ししたことですけれども、この条例をつくる際に、私たちが一番大事にしたのは、市民や障がいのある人たちや家族からの生の声です。その声の中に、親亡き後の問題というのが一番切実なものとして寄せられていました。実際は私自身もいろんなところで聞き取りとかをさせていただいていますけれども、親御さんが高齢化していく中で、あるいは配偶者の方が自分たちが本当にこれから先、亡くなったら残された子どもはどうなるのかという悲鳴に似たような声が寄せられています。ですから、今

回の条例は、そういう意味で親亡き後の問題にきちっと市として対応しますよということを示すことがすごく大事になってくるだろうと思っています。お手元の資料の8ページのここは前回議論し終わっているところですけど、8ページをちょっとご覧いただきたいんですが、ここに、四角に囲んだ一番上、条例案に明記すべき事項として、「市は、障がいのある人のためのショートステイ、グループホーム、福祉ホームの整備に努めること。」と書いてあります。その考えというところに、「これらの施設の整備は、親亡き後の問題の解決にも結び付くものであり、特に早急に整備すべきことが求められるところである。」と書いてありますね。親亡き後の問題に対処するひとつの方法として、ショートステイだとか、グループホーム、福祉ホームの整備ということが挙げられているということは、作業部会の委員が全員一致しているところですが、じゃあこれだけで親亡き後の問題が解決できるかというのですね、いやそうではなくて、やっぱりいろんな問題が必要で、本当に隣近所の方々にどんなふうに普段の生活の場面から障がいのある方や家族の方たちが生活していくことができるのか、というようなことがきちっとできあがっていかないと、本当の意味で親亡き後の問題の解決にはならないだろうというふうに考えられるわけですね。そうすると、短期間にこの作業部会だけで親亡き後の問題はこのようなすべきであるという結論めいたものをだすのは非常に難しい。そこで、市のほうで親亡き後の問題を解決するための総合的な対策を策定するための専門家会議をつくってもらって、そこで早急に親亡き後の問題を検討することを開始してもらってはどうかということをおの間、小委員会で議論して、意見が一致しましたので、その他として、条例案に明記すべき事項、「市は、障がいのある人の保護者が死亡した後の問題を解決するための総合的な対策を策定するための専門家会議を設置すること。」というのを入れたらどうかということになりました。その考えとしては、ここに書いてありますが、「障がいのある人もない人も、誰もが安心して安全に暮らせる社会を実現するためには、親亡き後の問題に対する総合的な施策を樹立することが必要不可欠であるところ、現状は、こうした施策の検討が全く出来ていない。そのために、まず、専門家会議を設置し、この答申に基づいて、市としての基本的方策を樹立することをめざすことが必要である。」こんなふうにさせていただいています。以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございました。親亡き後の問題も難しい問題であります。今、徳田委員さんから説明ありましたように、そこに2行ありますが、2行の文言の条例ということで、まとめていただいているようです。これについて、ご意見あればどうぞ。はい、宇

都宮委員。

(宇都宮委員)

宇都宮です。この問題については、私たちの重症心身障がい者はですね、今まで、子どもができてからお医者さんに見せると、「ううん、あと2年、3年、長くても10年でしょう。」ということだったために、親としては、親が生きとる間に子どもがなくなるから安心していったんです。ところが、医学も発達しまして、前も話したかもしれませんけれども、今の重症心身障がい者も普通の方の死亡する年齢にほとんど変わらなくなってきたということで、ありがたいんですけども、子どもが長生きするということは、親が先に死ぬということで、その後が大変心配という、今まで我々の重症心身障がい者の親の会としては大変困っている。そこで今、徳田委員の話がありましたように、この文言がでてくることによって、親も安心して、親が亡くなったら子どもはこういうことでショートステイもできたグループホームもできて、あそこに入れてもらえるんだなという安心感が今後出てくると思いますので、ぜひとも我々といたしましてはこの問題を専門家会議ですか、設立していただくとありがたいなということで賛同の意見とします。以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございます。親亡き後、そういう専門家会議を設立することという条項を入れさせていただきます。はい、北地委員。

(北地委員)

北地ですが、このことについては、もちろん、賛成異論ありませんけれども、専門委員会の中でも、親亡き後のみならずですね、親がひとり親になったり、親がもう介護ができなくなる状況、生きておってもですね、親が高齢になり、今、お話しがありましたように、医学の進歩で割と障がいのある方も長生きといいましょうか、平均寿命が延びていることは事実でございますので、その場合に、親も歳を重ねて介護がなかなか難しくなる。いう問題もこのうち話がでたわけでございます。できますれば、その考えの中に、そういうことも併せて、専門家会議の設置の考えの中にですね、挿入いただければというふうに意見として申し上げておきます。以上です。

(萩野部会長)

親が生きていてもという意見であります。その文言がどっかに入らないかということです。徳田委員さんどうぞ。

(徳田委員)

徳田です。確かにそういう議論もありましたし、お話しをお聞きしながら思ったんですが、そういう意味では福祉ホームなどに高齢者の親御さんと当事者の方が一緒に入るとか、いろんなことも考えられるという意見もありましたので、すいません、この条例案に明記すべき事項ですが、市は、障がいのある人の保護者の次に「等」というのをに入れていただいて、それから死亡した後の次に「等」というのをに入れていただいて、今、北地委員さんがいわれた問題もその中に含まれるということを示せたらどうかと思いますので、2箇所「等」という字を入れていただければと思うんですけど。

(萩野部会長)

今、徳田委員さんからですね、2箇所、等を入れていただいて、条例案としたらどうかということですが、どうですか、皆さん。返答をしてください。それでよろしいですか。

(はい)

(萩野部会長)

はい、それではそのようにさせていただきます。それと、徳田委員さんの。小野さん意見ある。はい、では、小野委員。

(小野委員)

内容には基本的には賛成なんですけれども、その考えのところですね、アンケートの中の声で、親亡き後を心配する声が非常にたくさんでてるんですね。ですから、それを入れたほうがいいのではないかと思います。以上です。

(萩野部会長)

その考えの中に入れるということですか。

(小野委員)

アンケートでの、親とかあるいは本人の親亡き後に対する不安や心配の声が非常にたくさん生の声がたくさんでてるんですね。それをその考えの中に入れ込むというふうにしたらいいのではないかという意見です。

(萩野部会長)

それは、どういうふうな文言にするんですか。文言的には、どういうふうにその考えに入れるんですか。

(小野委員)

そうですね、例えば、親が亡くなった後、子どもが入る施設があるのかとかですね、兄弟が面倒みることができるのかとか、あるいは親の仕事をするか、一人で生活できるだろうか心配ですというような声。それから、本人の声として、両親がいなくなるのが心配だというような声とか、そういう声がありますので、そういうようなものをピックアップして、整理したうえで、いくつか3つか4つぐらいの声をその考えの中に入れたらどうかと思います。

(萩野部会長)

それなら、その点についてはどうですか。その考えの中に3つぐらいアンケートでとった意見を入れたらどうかということです。

(小野委員)

私に担当していただければ、案をつくります。

(萩野部会長)

どうですか。その考えの中に、もうちょっとアンケートで取った詳しい文言を、今、徳田先生につくっていただいていますけど、もう少し、3つぐらい入れたらどうかということで、小野委員が任せてくれたらつくりますと、皆さんそれでいいですか。

(はい)

(萩野部会長)

それでは、小野委員、早速できたら事務局のほうに、それを、文言をどこをどうした

というふうに届けてください。お願いします。それじゃあ、この項はこれでよろしいでしょうか。

(はい)

(萩野部会長)

では、次に進みます。徳田委員さんをお願いしていました、第9回会議、前回会議のときに44ページですね、所得保障規定を条例に盛り込まない理由ということで、この理由についてご説明いただけませんか。

(徳田委員)

徳田です。正直に申し上げて、ここが一番、悩ましかったわけです。障がいのある当事者の方々にとっては、所得をいかにして保障するかという問題が、一番切実な問題です。ですから、この問題を議論したいし、条例にできれば明記すべきではないかと強い意見がでていました。ただ、障がいのある人に対する障害基礎年金の額の問題を含めて、基本的にこの所得を保障していくという問題は、就労機会の保障だとか、手当を独自にどれだけ用意できるかというような、そういう国の障害基本政策に絡んでくる問題が主ではないかというふうに考えられるわけです。したがって、別府市条例にこの所得保障についての規定を盛り込むというのは、やっぱり、難しいのではないかと。むしろ、国に対して、現在の基礎年金が低すぎるという問題や就労機会がきちっと保障されていないという問題を国に対して働きかけていくべき問題なのではないかということで、小委員会で議論したときには、これを条例に入れるのは見送りにしようということになりました。ただ、私たちは、他の市町村等で市独自に障がいがある人に対して、特別の手当を支給しているというところがあるのかどうかということは把握はしておりませんので、そういう状況の中で、今回は、残念ながら見送りにしようという結論に至ったんだというご報告をさせていただきます。

(萩野部会長)

ありがとうございました。所得保障規定については、条例になかなか難しい問題であって、地域、地方でいろいろ違いますし、この規定をそのまま条例に入れるということは、ちょっと専門委員の中では難しいという意見でまとまったそうです。したがって、この所得保障規定は、盛り込まないということでございますが、皆さんどうでしょうか。

そういうことで、理由はお分かりになったでしょうか。

(はい)

(萩野部会長)

はい、それじゃあ、それで皆さん、了承してください。

以上で、だいたい皆さん方をお願いした分ではありますが、一番最初に、徳田委員さんがおられないときに、題名について、徳田委員さんが来られてから、ご意見を聞きながらしましょうということでありました。これについては、宇都宮委員さんから、「障害のある人も、ない人も自然と温泉」、別府には温泉というものが入っていたほうがいいと、「豊かな地域で共に暮らせる別府市条例」。そういう題名をいつていただきました。それから、もうひとり、大久保委員さんからは、「誰もが安心して暮らせる町づくり条例」ということで、おふたりの意見がそれぞれでています。皆さんにちょっと題名をお聞きしたんですけど、具体的にこれが決まらなかったんで、徳田委員さんが来てから、もう一度皆さんと相談しましょうということでありましたから、これについて、題名について、皆さんの意見を聞きたいと思います。

題名は見た目も一番分かりやすければいいんですけど。

村野委員さんからは、「安全」という文言を、西田委員さんは最初の「障がいのある人もない人も安心して安全に暮らせる別府市条例」、これが一番簡単で分かりやすいということではおりました。

ですから、それぞれでておりましたが、よその地域の北海道とか千葉県とかある。あったら、ちょっと読んで。ちょっと、よその題名を、ゆっくり読んで。

(水口補佐)

それでは、他都市の条例の題名を読ませさせていただきます。まず、千葉県であります。「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」でございます。

次、北海道の条例であります。「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」

(萩野部会長)

長いな。

(水口補佐)

という長いものであります。次に、岩手県であります。「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」であります。

次に、さいたま市です。「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」。

次に、熊本県であります。「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」。

最後に、八王子市です。「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」となっております。

(萩野部会長)

以上が、他都市の条例の題名になっているようであります。別府市の条例の題名はいかがいたしましょうか。はい、宇都宮委員。

(宇都宮委員)

先ほど、徳田委員が来る前に話があったように、皆さん方が多分考えているのがあると思うんで、それをだしていただいて、専門委員の中でそれを検討していただくといいんじゃないかと、そのほうが早いんじゃないかと思えます。以上です。

(萩野部会長)

今、宇都宮委員さんからは、なかなか難しい題名づくりですので、専門委員に任せたらどうかということです。ほかにどなたか。

全部ですね、障がいのある人とか、障がいという文言が必ずよそには入ってるんですね。だから、我々も、障がい者の条例づくりですから、必ずこの障がいという文言は入れなきゃならないと思っていますんで、他にどなたかご意見がありましたらどうぞ。

失礼ですけど、今日決めていただかないと事務局のほうもあとあとがありますから、もし、専門委員に任せるんだったら、専門委員は残ってください。それで、今日決めてください。

ほかにご意見ある方はどうぞ。ありませんか。徳田委員さん。

(徳田委員)

宇都宮委員は、専門委員にと言われたんですけど、私を筆頭にしてこういうアイデアは全く駄目なんですよね。特に私など、法律やっている人間は平凡な題名しか付けきり

ません。それで、今日結論をだすんだとすると、最初から仮称ということで進めてきたんですけれど、西田委員が言われたような仮称で進めてきたこの題名でとりあえず答申をだして、皆さん同じ思いを込めてアイデアをだしておられるとは思いますが、この題名については今後また変わる余地もあるということで、とりあえず答申案としては、仮称で進めてきたこの「障がいのある人もない人も誰もが安心して安全に暮らせる別府市づくり条例」という、それでいったらどうかと思うんですが。

(萩野部会長)

今、徳田委員さんが言いましたように、もう一回読みますけれども、これ、誰でもっというのは入ってないんですけど、「障がいのある人もない人も安心して安全に暮らせる別府市条例（仮称）」ということになっています。誰もがという文言は入っていません。これが、最初の仮称ですが。

今、徳田委員さんが言われたように、なかなか難しい問題で、長くてもいっぺんに言いにくいし、かと言って、あとお任せすると言ってもなかなか大変なようですから、今徳田委員さんが言われたように、最初の仮称でよろしいですか。

(はい)

(萩野部会長)

そうさせていただきます。よろしく申し上げます。

ありがとうございました。だいたいの過去9回における残した問題というのは、今、皆さんそれぞれ担当の委員さんから最後のまとめ、あるいは専門委員会で議論しましたまとめを報告していただきました。これでようやく骨子といいますか、そういうものがまとまったようです。ありがとうございました。

全般的に説明を終わりましたが、何かもう一言、言いたかったことがありましたら、今、言っておいてください。その後、もう一回、徳田先生もお見えですから、今後のスケジュールについて、事務局から報告を受けて終わりにしたいと思いますので。はい、北地委員。

(北地委員)

北地ですが、10回に亘る、本当に長時間に亘るいろんなご意見を皆さんで話し合っ、まとめて、今日、こういうことに至ったわけですが、ただ、今私が、いろん

なところを考えていっている中で、ここで今さらという感じではあるんですけど、積み残しはないのかなあという感じが少しあります。

例えば、どこの条例を見ても、まず、成年後見制度とかですね、顕彰の問題、それとか関係法令との調和というふうなところ辺がですね、やはり、せっかく条例をつくるんで、抜かしてしまっているのかなという感じはいたしております。ただ、あくまで私の個人的な意見ですから、この10回に亘る、この長い間の皆さん方の審議そのものを決して今から戻せということではありませぬので、意見として、議長、取り扱っていただいで結構でございます。

(萩野部会長)

北地委員さんのいわく、皆さんの会議をいろいろとしていただいて、その中で、若干、自分なりに問題点が残っているんじゃないかということではありますが、そのはっきりした、どれがどこだというのは分かりませぬけれども、そういうご意見も承って、皆さんどうしたらいいんですかね。

あとで訂正はいいの。

(水口補佐)

そうですね、10回に亘り、委員の皆さまに協議していただいた、その答申案ができたのちに気付くことがあろうかとは思うんですけども、やはり、答申案は、答申案として答申した時点で答申案の訂正はもうできないと、時間の関係でですね、そういったことは了解していただきたいと思っておりますけれども、また、今後の答申までのスケジュールについて、先ほど徳田委員が不在の時に皆さまに説明させていただきましたけれども、こういった日程を踏まなければ答申までには至らないということもございませぬので、その点は、そうですね、答申自体はほぼ固まっておりますので、追加内容、ご意見、それは庁内検討委員会のほうにお任せいただければと、我々のほうでさらに整えていきたいと思っておりますので、その点、委員の皆さま方にはご理解いただきたいと思ひます。

(萩野部会長)

もう、10回やりまして、皆さんのご意見は、その中で聞いたということでもあります。今後、そういうご意見もでてくると思うんですけど、一応、我々も10回終わりました。それで、10回の答申案は、今日の会議で、先ほどあったことで閉めさせていただきます。

あとは庁内の委員会かあるいは自立支援協議会でご意見もあると思うので、そういったのは順次そこそこで微調整はあるんでしょ。

(水口補佐)

可能な限りになってしまいますけれども、個々のご意見を参考にしていきたいと思っております。

(萩野部会長)

そういうことですから、いかがでしょう。皆さんも10回やっという、まだまだという気持ちがあるかとは思いますが、一応、我々も今日で答申案をまとめていかないと、あとのスケジュールの都合ですね、まだ何回もと振り出しには戻れませんからね。その辺はご了承していただきませんか。どうですか。はい、小野委員。

(小野委員)

先ほど、今後のスケジュールについてご説明があったのですが、不在の方もいらっしゃるだったので、改めて再確認の意味も含めて説明いただければと思います。

(萩野部会長)

それは、今、事務局からもですね、徳田委員さんも来られたので、最後報告をしたいということをお聞きしましたので、それでは、事務局、もう一度、今後のスケジュールについて説明をお願いします。

(水口補佐)

それでは、改めて答申までのスケジュールについて、ご説明します。まず、村野委員と小野委員の今回の答申案の修正をいただきまして、早急をお願いしたいんですけれども、いただきました後に、本日の各委員さんへ答申案を送付させていただきます。

そして、8月の31日、今月末までに、委員の皆さま方は、送付された答申案の内容で間違いのない、その旨の意思表示を事務局のほうに示していただきたいと考えております。その意思表示によって、条例制定作業部会としての意思の決定がなされたものとさせていただきます。その意思の表示の方法でありますけれども、メール若しくは紙、電話での意思表示ということではなく、形を残しておきたいと考えておりますので、若しくは紙での意思表示をお願いします。

それから、その意思決定がなされたという前提のもとに、9月3日に事務局から自立支援協議会の田川会長のほうへ、この部会で決定した答申案を見ていただきます。

そして、9月の7日に田川会長から自立支援協議会の各委員の皆さまに、答申案に諮問を受けてからこれまでの議論の経過、そして、自立支援協議会の意見を付した答申案を、協議会の委員の皆さまへ送付いたします。

そして、9月7日に送付いたしまして、9月21日に自立支援協議会の全体会が市役所であります。その場に萩野部会長に出席をしていただいて、その自立支援協議会において、答申案の審議をしていただくというスケジュールでございます。

そして、9月の26日から28日までのいずれかの日、市長の都合と、それから田川会長の都合とを合わせるために、いずれかの日に市長へ答申をするというスケジュールになっております。

こちらを、議長、皆さまにお諮りいただければと思います。

(萩野部会長)

その後のことも言って。

(水口補佐)

続いて、答申をした後でありますけれども、第1回会議でスケジュール表をお渡ししていると思うのですが、そのスケジュールと変わりはございません。答申した後に、10月に庁内の検討委員会を設置したいと考えております。それから、10月、11月、12月と、庁内検討委員会で条例案の作成をいたしたいと考えております。それから、来年の1月に入りましたら、条例案のパブリックコメントをいたしたい、そう考えております。そして、来年の3月、自立支援協議会のほうへ条例案の内容を報告いたしたいと。4月になりましたら、厚生消防委員会調査会のほうで諮っていただきたいと。それから、6月の議会で提出をいたしたいというスケジュールでございます。以上でございます。

(萩野部会長)

ありがとうございました。ちょっと、事務局お聞きしますけど、8月31日までにメール又は紙で意思表示をしてもらいたいということで、メールでということではなくて、びしゃっとした何か確認書じゃないけどそういうのは。一応、きちっと皆さんからもらっといたほうがいいんじゃない。

(水口補佐)

わかりました。それでは、様式を統一して、皆さまに通知いたします。

(萩野部会長)

一応、皆さんにお送りして、それにサインをして、これで了承するということでお返してください。ファックスでもいいと思います。よろしくをお願いします。

私は、9月の21日に自立支援協議会において、答申案を皆さんの中で自立支援協議会でなさるといふことですから、それに出席をさせていただきます。

それ以外に、何か、ほかに皆さんございませんか。いいですか、これで閉めて。はい、徳田委員。

(徳田委員)

徳田です。お願いしたいことがふたつあります。

ひとつは、10月から庁内で検討委員会をやられるということで、2、3か月かけて条例案を作成されるんだと思うんですが、そのどこかの段階で私どもこの作業部会のメンバーと意見交換というのでしょうか、その場を設けていただけないかということがひとつです。これは、冒頭のときにもかなりお願いはしたんですけども、最後にこの庁内の検討委員会で作られたものが結局どういうものなのかということについて、せっかくこれだけの期間、皆さんかなりのエネルギーを割いてやってこられたんで、どんなものになりそうだという段階で、事務局のほうからこういうふうな形になったというようなことでお見せいただいて、我々の意見を聞く場をつくっていただけないかというのがひとつです。

それからもうひとつ、これも前からお願いしてたことですが、これだけ10回に亘っていろいろ議論をしてきたんですけど、これはほとんど報道されることがないままに市民の多くの方はどんな議論をしてきているのかっていうのをご存じないままにきているんですね。それで、できれば市のほうの主催で自治委員だとか児童民生委員だとか、あるいは多くの市民の方たちにこういうことをしてきて、こんなことを考えているということを説明する場をですね。できれば、そういう案ができてパブリックコメントに入るようなもっと前の段階で、そういう場を設けていただけないかと、このふたつをお願いしたいんですけども。

(萩野部会長)

今、徳田委員さんから2点ほど要望ということで、でました。庁内の検討委員会の結果とさっき先生はパブリックコメントはするということはお聞きしとったんですけども、その前に市民の皆さんにそういう説明をとということであります。その2点について、事務局。

(水口補佐)

お答えします。まず、1点目の庁内検討委員会に希望される委員の方が同席をして、当然、意見があれば意見をおっしゃるとい形がとれるのか、これは前向きにですね、そういった委員会にしていきたいと考えておりますので、委員会のあり方についての起案をいたしまして、決裁が取れた時点でそれが決定するということになるかと思いません。

それから、市の主催による広報でありますけれども、ちょっと時間的な余裕が、いろいろ庁内検討委員会やらをやらなないといけないということで、こちらからのお願いであります、1月のパブリックコメント等ということで、この時点での開催を検討させていただきたいというお答えでよろしく願いいたします。

(萩野部会長)

今、事務局から説明がありました。庁内検討委員会は、また皆さん方とお話し合いができればということで、前向きに検討するということです。それから、市民に対するパブリックコメントもあろうかと思うんですけども、そういう状況を見ながらそこで過程の説明をするということでもあります。ぜひ、この2点については、事務局に実現できるようにお願いを申し上げたいと思います。

ほかはよろしいですかね。ありませんか。最後ですから。はい、宇都宮委員。

(宇都宮委員)

宇都宮です。10回、本当に長かったようでございます。ちょっと申し上げますが、今回の障がい者に対するいろいろな会議をしていただきましてありがたいと思っております。前々回ですか、村野さんから東北の震災のことで話がありましたが、実のところ、重症心身障がいの親の会の中からですね、東日本の大震災で、大問題があった、これは報道にはだしておりません。なぜかという、先ほどありましたように、市民の皆さん方が、本当に障がいに対する理解がほとんどなかったために、避難先に障がいの子

どもを連れていくと一番先にやり玉に挙げられたというのがアンケートで私の手元に届いているんです。だから、これは早目にですね、今、お話しがありましたように別府市民の皆さまに障がいの問題について十分、早く理解していただくということを特に我々は申し上げたいと思います。以上でございます。

(萩野部会長)

ありがとうございました。ほかにご意見ございませんか。よろしいですか。

なければ私から加えさせていただきます。本当に皆さん方におかれましては、ご多忙の中、昨年の12月からですね、毎月1回ずつの会議をさせていただきました。皆さん方の温かい、そして障がい者に対するいろいろなご意見をずっと積み重ねて、今回、我々の作業部会の答申案ができました。本当に心から感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございました。あとはですね、先ほど申し上げましたように、庁内、それから自立支援協議会の中でも私たちのこの案についてのご検討があるようであります。いずれにしても、それぞれ皆さんが一生懸命にやった姿は、本当に今後、障がい者の皆さんや市民の皆さんに理解していただけたらと思っております。この約10か月ですか、皆さまの温かいご支援ご協力に心から感謝を申し上げまして、一応10回の部会長のあいさつを終わりますけれども、部会長として行き渡らない点、あるいは不行き届きもあったかとは思いますが、その点についてはお許しを願いたいと思います。どうぞ皆さん今後とも頑張りましょう。よろしく申し上げます。ありがとうございました。